

旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(社会教育施設等)</p> <p>第三条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館</p> <p>二 四略</p> <p>2 略</p> <p>(許可等について意見を求める者)</p> <p>第四条 法第三条第四項(法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する知事が意見を求めなければならない者で条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 三略</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第六条 法第五条第一項第四号の規定により宿泊を拒むことができる事由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 宿泊しようとする者が泥酔し又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められること。</p> <p>二 宿泊しようとする者が営業者(法第三条の二第一項に規定する営業者をいう。次条第一項及び第二項第二号において同じ。)から請求があつたにもかかわらず、宿泊者名簿に記載すべき</p>	<p>(社会教育施設等)</p> <p>第三条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条に規定する図書館</p> <p>二 四略</p> <p>2 略</p> <p>(許可)について意見を求める者)</p> <p>第四条 法第三条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する知事が意見を求めなければならない者で条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 三略</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第六条 法第五条第三号の規定により宿泊を拒むことができる事由は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 宿泊しようとする者が泥酔し又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められること。</p> <p>二 宿泊しようとする者が営業者</p> <p>から請求があつたにもかかわらず、宿泊者名簿に記載すべき</p>

事項を告げないこと。

(手数料)

第七条 県は、法第三条第一項の規定による旅館業の許可を受けようとする者及び法第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項の規定による 営業者の地位の承継の承認を受けようとする者から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

一 略

二

営業者の地位の承継の申請

一件につき 七千四百円

3
5
略

事項を告げないこと。

(手数料)

第七条 県は、法第三条第一項の規定による旅館業の許可を受けようとする者及び法第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定による旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の承認を受けようとする者から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

一 略

二

旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の申請

一件につき 七千四百円

3
5
略